

出席者は左の通り。

常任委員 會專門員	岡・尊信君
常任委員 會專門員	林達磨君

○聯虎膺舘獸狽獲取締法の一部を改正する法律案（森崎隆君外五名発議）

森崎委員長が病氣のため私が委員長の代理を一任されましたので、御了承を頂きまして、御協力をお願いいたします。

先ず隠虎臘肭猯獵獲取締法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本法草案は森崎隆君ほか五名の者が
発議者となつて提案をし、本委員会に
付託されたものでございます。私ども
が発議したもので、内容は十分御承知
のほすでございますが、一応提案理由
の説明を発議者を代表して秋山君から

○秋山俊一郎君　只今議題となりました獵虎盟附獸獵權取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

際、現行法の必要的没収を任意的没収に改めることにより、裁判所が情状により適宜の措置をとり得る途を開きたいと存する次第であります。

以上が本法律案を提出する理由であ

りますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを御願ひ申上げます。

〔理事千田正君退席、理事秋山俊一郎着席〕

○理事(秋山俊一郎君) 別に御発言がなければ質疑を終りまして、討論に入ります。

○千田正君 これは「没収ス」というのを「没収スルコトヲ得」というふうに非常に拡大して解釈したのであります。

すから、現行法から見ればやや一歩前進であります。ただ残念なことには漁船、漁具まで没収するという面があり

ますので、これはすでに主刑としましては「一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金」に処する規定がありますの

に、更に漁民にとつては自分の家屋であるような船舶或いは家財であるような船具までも没収するというような規定

定があるのは醋ではないか、かように考えまするので、実はこの面も削つてもらいたいのであります。併しいろい

ろ各法案との関係もあるようでありま
すので、従来の漁業法と並行して、一
心この際「没収ス」を「没収スルコト

「得」という程度に拡大することに、
 仕方がないから了承するよりほかはな
 いと思いますが、来るべき機会におき

でもおらない魚族、日本のいわゆる道

土に棲息しておらないところの魚族に
対しても、日本は外国からの制約によ
つて日本国内の法規を作らなくちやな
らない、而も苛酷な刑罰を科するよう

な法律は一日も早くこれは廃止してもらいたい、こういう希望意見を附しましてこの案に賛成の意を表します。

○理事(秋山俊一郎君) ほかに御発言
ございませんか。

○森八三一君 只今千田委員から御発
言の通りこの改正案には賛成をいたし
ます。

ただ附加して希望として申上げたいことは、基本的な狩獲取締法そのものを根本的に再検討をして、この狩獲が

日本漁民のために自由に操業し得るようなことを考える根本的な改正について、今後当局が誠意を以て善処せられて

ますことを希望して賛成するわけであります。

○青山正一君 この法律の改正案が昭

和二十五年度に修正意見を持出された際におきまして、私どももこの法案を検討したわけでありますが、その際に

おきまして相当アメリカの力が入り込んでおつて、十分に私らの意の尽さんところが相当あつたわけでありませう。

その意味におきまして、今度の改正案は尤も至極であると私どもは考えますので、是非ともこの案の通りにやつて頂

き、又この案で満足できないものは近き将来におきまして、森委員のおつしやる通りに一つできるだけ早い機会で

この祭を豊戔ひといふ。

○理事(秋山俊一郎君) これにて討論は終局したものと認めます。直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事（秋山俊一郎君） 御異議ないと
認めます。

それでは本案の採決をいたします。

かたの拳手を願います。

「賛成者拳手」

○理事（秋山俊一郎君） 全堂一致、賛成。

（理事（利根川一朗）） 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容等事後の手續は、慣例によりまして委員長ご御一任願ひたいと存じ

「異議なし」と呼ぶ者あり」

次に本案を可とされたかたは例によつて順次御署名を願ひます。

多數意見者署名
森 八三一 青山 正一
千田 正 南田 七平

○理事(秋山俊一郎君) 本日はこれ
以て散会いたします。

一、臘虎膽納獸獵獲取締法の一部を改正する法律案（森奇奎吉外五名）

臘虎臘肭獸獵獲取締法の一部を改正する法律案

臘虎臘肭獸獵獲取締法の一部を改正する法律

臘虎臘肭獸獵獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「没収ス」を「没収スルコトヲ得」に、「追徴ス」を「追徴スルコトヲ得」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。